

一元的な輸出証明書発給システムについて

一元的な輸出証明書発給システム（以下「システム」という。）を利用して、農林水産物又は食品を輸出する際に、必要な輸出証明書の交付又は必要な適合施設の認定を受けようとする者は、別添1の「一元的な輸出証明書発給システム利用規約」（以下「利用規約」という。）を遵守するとともに、下記に定めるとおり利用するものとする。

なお、輸出証明書とは、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の第1に定める手続に関するものを、適合施設とは、手続規程の第3に定める手続に関するものをいうものとする。

ただし、手続規程の別紙 ZZ-L1「酒類に関する輸出証明書の発行要綱」2に規定する証明書について申請を行う事業者にあつては、下記によらず、同発行要綱の別紙6に定める「酒類を輸出する際の輸出証明書の発行申請について」に従うものとする。

記

- 1 利用者（ただし、輸出証明書の申請手続を行おうとする者又は適合施設の認定を受けようとする者に限る。）
 - (1) システムを利用できる者は次のとおりとする。
 - ① 食品等を輸出しようとする事業者又は適合施設の認定を受けようとする事業者等（本要綱において「事業者」という。）
 - ② ①の事業者から委託を受けた者（本要綱において「受託者」という。）
 - (2) 事業者が第三者にシステムの利用を委託する場合は、委任状を作成するものとする。
- 2 システム利用申請
 - (1) 法人又は個人事業主の場合
 - デジタル庁のホームページより、G ビズ ID（プライムアカウントに限る）を取得するものとする。
 - G ビズ ID を取得後、システムにログインし、システム上で利用者登録手続を行い、地方農政局、北海道農政事務所又は内閣府沖縄総合事務局（本要綱において「地方支分部局」という。）の承認を得るものとする。

(2) 上記(1)以外の場合

システムに必要事項を登録し、適正な利用を図るため、地方支分部局に、あらかじめ次に示す書類を提出するものとする。

- ① 様式1の誓約書兼申請書
- ② 様式2の委任状(受託者がシステムを利用する場合に限る。)
- ③ 以下のアからウまでの分類ごとに示す書類
 - ア 任意団体
定款等の規約及び会員名簿等
 - イ 個人 次のいずれかの本人確認書類
 - (ア) 写真が付された公的証明書(運転免許証等)の写し1種類
 - (イ) 写真が付されていない書類であって、公的機関が発行し、かつ、氏名及び住所が確認できるもの(健康保険証、納税証明書等)の写し2種類
 - ウ 外国籍の者であって、通名を使用して日本国内で事業を営んでいる者
印鑑登録証明書、特別永住者証明書等の書類

3 システムの利用

(1) 法人又は個人事業主の場合(上記2(1)をいう。)

GビズIDでログインし、システムを利用するものとする。また、システムの登録内容の変更については、システムから行い、必要に応じて、利用者登録を行った地方支分部局にて、承認を得るものとする。

ただし、システム利用者が受託者の場合にあつては、システムの利用者登録手続を済ませた後に、利用者登録を行った地方支分部局宛てに、別に、様式2の委任状を書面又は電子メールで提出し委任元の事業者との紐づけを行うための登録を受けるものとする。その後、委託元の事業者の登録内容の変更が生じた場合にあつては、様式3を提出し、提出先の地方支分部局での変更手続を受けるものとする。

なお、令和4年4月1日以前に、農林水産省輸出・国際局から、システムを介して、GビズIDとは別のアカウントID及びパスワード(以下「アカウントID等」という。)の発行の提供を受けたものについては、当面の間、暫定措置として、GビズIDとは別のアカウントID等により、ログインを可能とするが、登録内容の変更、有効期間の延長手続は、GビズID取得により、その対応を行うこととする。

以後、GビズIDとアカウントIDを総称して、ログインIDというものとする。

(2) 上記(1)以外の場合(上記2(2)をいう。)

法人又は個人事業主以外は、GビズID取得の対象外とされているため、例外措置として、あらかじめ農林水産省輸出・国際局に上記2(2)に定める申請書類を提出し、実際にシステムを利用する者1名に対して、1組のアカウントID等

の発行を受けるものとし、システムの利用は、アカウントID等の発行を受けた者のみが行うこととする。

ただし、システム利用者が受託者の場合にあつては、システムの利用者登録手続を済ませた後に、利用者登録を行った地方支分部局宛てに、別に、様式2の委任状を書面又は電子メールで提出し委託元の事業者との紐づけを行うための登録を受けるものとする。

また、システム上の登録内容について、下表の左欄の修正が生じた場合は、2（2）の書類を提出した地方支分部局宛てに、下表の右欄のとおり、手続を行うものとする。なお、事業者、受託者及びシステム利用者等の情報を適正に管理するため、システム登録の有効期間は3年とし、継続してシステムを利用する事業者は、有効期間内に2（2）のシステム利用申請の手続を再度行うものとする。有効期間経過後は、システムの利用はできなくなることに留意すること。

登録した事項又はシステム利用者を変更する場合	様式3により書面又は電子メールで変更内容を届け出るものとする。
輸出業務を止める等により今後システムを利用しない事実が生じた場合	様式4により書面又は電子メールで登録の抹消を届け出るものとする。

4 システム以外の申請措置

手続規程のうち、第1及び第3に定めるものについて、事業者又は受託者が、システム以外の手段により申請を行う場合において、利用行政庁の職員がその申請情報をもとに、システムにて事務処理を行うことに同意する場合は、地方支分部局宛て又は申請先を通じて地方支分部局宛てに、別記様式を提出すること。その後、地方支分部局において、別記様式の情報がシステムに登録され、システムで登録内容が確認できる場合は、利用行政庁は、システムを利用した者と同様の取扱いができるものとする。

なお、事業者又は受託者が従前に、システムを利用して申請を行ったことがある場合（ただし、ログインIDが有効な場合に限る。）には、利用規約に同意したものとみなして、別記様式の提出は不要とし、利用行政庁は、システムを通じて事務処理を行うことができるものとする。

5 製造所等の登録依頼等

- (1) 事業者は、別紙 ZZ-03「輸出食品に関する自由販売証明書の発行要綱」又は別紙 ZZ-F1「輸出飼料等に関する自由販売証明書の発行要綱」に規定する自由販売証明書の発行申請を行う場合は、これらの要綱に基づき、あらかじめ、2のシステム利用申請を行うとともに、システム、書面又は電子メールにより当該発行申請に係る製造所又は加工所（以下「製造所等」という。）のシステムへの登録を依

頼するものとする。

(2) (1) のシステムへの登録の依頼をシステムにより行う場合は、システム上に②に掲げる書類を添付するものとし、書面又は電子メールにより行う場合は、①及び②に掲げる書類を2 (1) のシステム利用申請先又は2 (2) の書類の提出先である地方支分部局に書面又は電子メールで提出するものとする。

① 自由販売証明書に係る製造所等登録依頼書 (様式5)

② 発行申請に係る製造所等の名称、所在地及び電話番号が確認できる以下のいずれかの書類

・商品ラベルのコピーや写真

・販売者名及び製造所固有記号の記載がある商品表示、製造所固有記号制度届出データベースによる製造所固有記号の検索結果を印刷した書面、納品書並びに営業許可証等

(3) (2) により登録の依頼を受けた地方支分部局は、システムにおいて製造所等の登録及び事業者と当該製造所等との紐付けを行う。(注)

(注) 製造所等の名称及び所在地は、自由販売証明書に記載されることから、誤って記載されることのないよう、あらかじめ地方支分部局において確認の上、システムに登録するものとする。その際、一つの製造所等で製造等をされた食品等を複数の事業者が輸出する可能性があることから、製造所等の情報は事業者の情報とは独立して登録するものとし、既に他の事業者の依頼によって製造所等がシステムに登録されている場合は、新たに登録を行わないこととする。また、製造所等との紐付けとは、自由販売証明書の発行申請を行う事業者が、申請に係る食品等の製造所等の情報を呼び出して申請入力することができるようにするために行うもので、この処理を地方支分部局で行った後に、自由販売証明書の発行申請が可能となる。

(4) (3) の登録後に、変更が生じた場合には、事業者は、自由販売証明書に係る製造所等登録事項の変更届出書 (様式6) を地方支分部局宛てに提出する。

(5) 別紙 ZZ-03 「輸出食品に関する自由販売証明書の発行要綱」に基づき製造所等の登録を行う場合に限り、既に他の事業者の依頼によって当該自由販売証明書の発行申請に係る製造所等がシステムに登録されている場合は、事業者は、(1) の登録依頼は行わず、システムにおいて当該製造所等との紐付けを行うものとする。

6 その他

農林水産省ホームページに掲載するシステムを運用する上で必要な操作説明等を参照すること。

附 則 (令和5年9月29日付け5輸国第2503号)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(別添1)

一元的な輸出証明書発給システム利用規約

目次

- 第1章 総則 (第1条及び第2条)
- 第2章 システムの利用 (第3条から第8条まで)
- 第3章 システム等の管理 (第9条から第11条まで)
- 第4章 情報の取扱い (第12条から第15条まで)
- 第5章 雑則 (第16条から第19条まで)

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は農林水産省輸出・国際局（以下「輸出・国際局」といいます。）が所有する一元的な輸出証明書発給システム（以下「システム」といいます。）の利用に関し、必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この規約において、使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 「一元的な輸出証明書発給システム」とは、輸出証明書の発給に関する申請手続を汎用的に行う情報システムをいいます。
- (2) 「輸出証明書」とは、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の第1に定める手続に関するものをいいます。
- (3) 「適合施設」とは、手続規程の第3に定める手続に関するものをいいます。
- (4) 「申請事業者等」とは、輸出証明書の発給に係る申請手続を行おうとする又は適合施設の認定を受けようとする、民間事業者、団体、学校、研究機関及び個人をいいます。
- (5) 「システム利用者」とは、システムを利用して輸出証明書の発給に関する申請手続を行う若しくは適合施設の認定を受けようとする申請事業者等（申請事業者等が手続及び報告等を第三者に委託又は代行させた場合は、当該第三者を含む。）、利用行政庁又はシステムを利用して輸出証明書の発給に関する事務若しくは適合施設の認定事務を処理する機関（利用行政庁を除く）をいいます。
- (6) 上記(5)の「利用行政庁」とは、システムを利用して、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に基づく事務を処理する行政庁及び当該行政庁が適切と判断した目的の範囲内で情報を提供することとした行政庁をいいます。

(7) 「ログインID」とは、システムの利用者を識別するための識別コードをいいます。

(8) 「パスワード」とは、ログインIDを提示した利用者が正当な利用者であるか否かを検証するための主体認証コードをいいます。

第2章 システムの利用

(システム利用者の責任)

第3条 システム利用者は、自己の責任と判断に基づき、以下の各号に掲げる情報をもってシステムを利用し、システムの利用に伴って生じる通信の際に発生する各種電文（電磁的記録を含む。）を管理するものとし、輸出・国際局に対していかなる責任も負担させないものとします。

(1) ログインID及びパスワード

(2) システム操作説明書（以下「操作説明書」といいます。）

(3) システムセキュリティ対策マニュアル（以下「セキュリティ・マニュアル」といいます。）

2 システム利用者のうち、申請事業者等は、システム利用申込時の申請登録内容に変更が生じたときは、必要に応じて、速やかに、申込先である利用行政庁にその旨を通知するものとします。また、通知を受けた利用行政庁は、当該システムを利用する申請事業者等の登録内容を変更又は抹消するものとします。

3 システムを利用する申請事業者等は、必ずシステムの画面上において自己の行った報告・申請等の手続の処理状況の確認を行うものとします。

4 システムを利用する申請事業者等が、自己の行った申請手続に係る処理状況の確認を行わなかった結果、申請事業者等本人又は第三者が被った損害については、輸出・国際局又は利用行政庁は一切の責任を負いません。

(報告・申請等の委託)

第4条 報告・申請等を行う申請事業者等が、システムへの登録処理等を第三者に委託する場合、当該委託を受けて報告・申請等を行う者は、当該手続に関する全責任を当該申請事業者等に対して負うものとみなします。

2 報告・申請等を行う申請事業者等が、第三者に委託した内容を変更又は終了する場合は、委託元の申請事業者等は速やかに、システム利用の申込先である利用行政庁にその旨を文書で通知するものとします。この場合のログインID及びパスワードの取扱いについては、第3条第2項に準じます。

3 利用行政庁への通知がなされなかったこと又は遅延したことにより申請事業者等又は第三者が被った損害については、輸出・国際局又は利用行政庁は一切の責任を負いません。

(システムに関する知的所有権)

第5条 輸出・国際局がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物(本規約、操作説明書及びセキュリティ・マニュアルを含む。以下同じです。)に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、輸出・国際局に帰属します。

2 システム利用者は、システムの利用に際し、輸出・国際局がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物を次のとおり扱うものとします。

- (1) 本規約に従ってシステムを利用するためにのみ使用すること。
- (2) 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリング(ソフトウェアの開発工程を逆にたどり、その構造や機能を解析して、製品に機能を反映させること。)等を行わないこと。
- (3) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡し、又は担保に供しないこと。
- (4) 輸出・国際局又は輸出・国際局の指定する者が表示した著作権表示又は商標表示等の財産権表示を削除又は変更しないこと。

(システムの利用可能時間)

第6条 システムは、原則として6時から24時まで、年間を通じて利用可能とします。ただし、上記時間内であっても、機器メンテナンス等により、システムの利用を停止する場合があります。なお、緊急を要する場合は、事前に通告することなくシステムの利用を停止することがあります。

2 システム利用者がシステムを利用した申請に係る審査等の事務処理は、当該業務担当者の執務時間内に行うものとします。

(禁止事項)

第7条 システム利用者は、システムの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) システムを本規約に反する目的で使用し又は使用しようとする事。
- (2) システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (3) システムへの不正アクセス及びウィルス感染ファイルを故意に送付すること。
- (4) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (5) 前四号のほか、システムの運用において支障を及ぼす又は支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 輸出・国際局は、システム利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあると認められた場合は、事前に通知することなく、当該システム利用者のログインIDによるシステムの利用を直ちに停止させます。なお、

申請事業者等が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあると認められた場合は、利用行政庁は、申請事業者等に対し、輸出・国際局と同様の措置をとることができるものとします。

(システムの利用可能文字)

第8条 システムにおいて使用可能な文字は以下の各号に掲げるもののみとし、その他の外字、機種依存文字等の使用は不可とします。

- (1) 1バイト文字の英数字及び記号は、JISX-0201-1997を使用するものとします。
- (2) 2バイト文字はJISX-0208-1997を使用し、JIS第一水準漢字、JIS第二水準漢字及び事前に外字登録した漢字を使用するものとします。
- (3) カタカナを使用する場合は、全角カナを使用するものとします。

第3章 システム等の管理

(設備等)

第9条 システム利用者は、システムを利用するために必要なすべての機器等（ソフトウェア及び通信手段に係るものを含む。）を自己の負担において準備するものとします。当該機器の準備に必要な手続は、システム利用者が自己の責任と費用で行うものとします。

2 システムを利用するために必要な通信経費、その他システムの利用に係る一切の経費は、システム利用者及び利用行政庁の負担とします。

(非常事態等における利用の制限)

第10条 輸出・国際局又は利用行政庁は、天災、事変その他の非常事態の発生又はシステムの重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合には、システムの利用を停止又は制限することがあります。

2 輸出・国際局又は利用行政庁は、システムの利用が著しく集中した場合には、システムの利用を制限することができるものとします。

(システムの保証等)

第11条 輸出・国際局又は利用行政庁は、システムの提供の遅延、中断又は停止が発生し、その結果システム利用者又は第三者が被った損害について一切の責任を負いません。

第4章 情報の取扱い

(個人情報取扱い)

第12条 システムで利用する個人情報については、行政機関等個人情報保護法等関

連法令に基づき、輸出・国際局又は利用行政庁において適切に取り扱うものとし
ます。

(保有する情報の範囲)

第13条 システムの運用に当たって保有する申請事業者等の情報は、輸出証明書の
発給・適合施設の認定に関するデータ（事業者及び利用者情報含む）、システム
の利用者に関する事業者名（名称）、代表者名、所在地、法人番号（法人のみ）、シ
ステム利用者の氏名・部署名、システム利用者の署名（筆跡）、電話番号、FAX
番号及び電子メールアドレスとします。

(利用目的)

第14条 システムで保有する情報は、次の目的で利用します。

- (1) 輸出証明書の発給又は適合施設の認定に関するデータについては、輸入規制
の緩和及び輸出促進を図る目的のために政策の企画・立案の資料として利用し
ます。
- (2) システム利用者のうち申請事業者等の名称、代表者名、所在地、法人番号（法
人のみ）、システム利用者の署名（筆跡）については、システム利用に係る申
請内容の確認に利用します。
- (3) システム利用者のうち申請事業者等の氏名・部署名、電話番号、FAX番号
及び電子メールアドレスについては、システム利用に関する通知及びシステム
利用者と直接連絡をとる必要が生じた場合に利用します。

(利用及び提供の制限)

第15条 システムに係る情報は、法令に基づく場合等を除き、第14条に定める利
用目的以外の利用又は第三者への提供はいたしません。

第5章 雑則

(操作説明書及びセキュリティ・マニュアル)

第16条 この規約を実施するために必要な操作説明書及びセキュリティ・マニユア
ル等は、別に定めます。

(証跡の管理)

第17条 輸出・国際局は、システムに関する情報セキュリティを確保するため、シ
ステム利用者のシステムの利用に関する証跡（ログ）を取得、保存、点検及び分析
することがあります。

(合意管轄裁判所)

第18条 本利用規約には日本法が適用されるものとします。

2 システムの利用に関連して、輸出・国際局又は利用行政庁とシステム利用者間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。

(利用規約の改正)

第19条 輸出・国際局は、必要があると認めるときは、システム利用者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本利用規約を改正することができるものとします。

2 システム利用者は、システムを利用するときは、施行されている改正後の本利用規約に同意したものとみなされます。

(様式1)

年 月 日

農林水産省輸出・国際局輸出支援課長 宛
(地方支分部局)

事業者名
所在地
代表者名

システム利用誓約書兼申請書

システムを利用するに当たり、次のとおり誓約した上、下記のとおりシステムの利用について申請します。

(誓約事項)

- 1 「一元的な輸出証明書発給システム利用規約」を遵守するほか、実際にシステムを利用する者（第三者に委託する場合は、受託者のシステムを利用する者）に当該利用規約を遵守させること。
- 2 システムを利用した証明書の交付申請に関する申請内容及び添付書類については、当該輸出食品等に係るものであり、かつ各書類の原本と相違ないこと。適合施設の認定に係る申請内容及び添付書類についても同様、当該輸出先国の要件に係るものであり、かつ各書類の原本と相違ないこと。
なお、輸出証明書の交付申請において、上記申請の時点で、出港日や運送方法等が未定でB/L番号又はAWB番号、出港日、船便名又は航空便名を空欄で申請する場合（ただし、その申請方法が認められている証明書に限るものとする。）には、確定後に全ての欄を入力した証明書と確認書類を速やかにシステムに登録すること。
- 3 申請に係る事実の確認について、輸出証明書の発行機関から報告を求められたとき、又はその職員が、事務所、倉庫若しくは工場等に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査し、若しくは関係者へ質問することに対して協力すること。

なお、これに応じない場合や申請した内容が事実と異なることが判明した場合には、輸出証明書の発給の停止等の措置を受けること及び是正措置を講じること。

記

- 1 システム利用者（アカウントID発行対象）

<input type="checkbox"/> 事業者の 名称 ※ 個人の場合は 氏名	日本語表記	
	フリガナ	
	英語表記	
<input type="checkbox"/> 所在地	日本語表記 (郵便番号から記載)	
	英語表記	
<input type="checkbox"/> 代表者の名称		
<input type="checkbox"/> 主たる 利用者名	<input type="checkbox"/> 所属部署	
	<input type="checkbox"/> 利用者名	
	<input type="checkbox"/> 電話番号	
	<input type="checkbox"/> FAX番号 (任意)	
	<input type="checkbox"/> E-mail	
<input type="checkbox"/> 従たる 利用者名 (行は適宜追加)	<input type="checkbox"/> 所属部署	
	<input type="checkbox"/> 利用者名	
	<input type="checkbox"/> 電話番号	
	<input type="checkbox"/> FAX番号 (任意)	
	<input type="checkbox"/> E-mail	
<input type="checkbox"/> NACCS利用者コード (任意)		
<input type="checkbox"/> 主な取扱品目 (対象品全てにチェックを入れること)	<input type="checkbox"/> 食品・飼料 <input type="checkbox"/> 食肉	<input type="checkbox"/> 水産物 <input type="checkbox"/> 酒類

2 委託の有無 有 ・ 無

(有りの場合)

委託の有無が、有りの場合は、以下の表の記入に加えて、様式2の委任状及び委託者の内容を確認できる書類(履歴事項全部証明書等の写し等)の提出が必要。

<input type="checkbox"/> 委託者(輸出者 等)の名称 ※ 個人の場合は氏名	日本語表記	
	英語表記	
<input type="checkbox"/> 委託者の所在地	日本語表記 (郵便番号から記載)	

	英語表記	
□委託者の 代表者名	日本語表記	
	英語表記	
□法人番号（法人のみ）		
□主な取扱品目 （対象品全てにチェックを入れること）	□食品・飼料 □食肉	□水産物 □酒類

3 証明書受領場所（任意記載）

（注：証明書の交付を受ける地方農政局、県域拠点等を記載）

※NACCS とは、輸出入・港湾関連情報処理システムのことをいう。

(様式2)

年 月 日

農林水産省輸出・国際局輸出支援課長 宛
(地方支分部局)

委任状

下記1. の委任元（委託者）の当社（注：個人の場合は「私」とする。）は、食品等の輸出に係る証明書発給のための申請手続又は適合施設の認定を受けるための申請手続に係る権限を、下記2. の委任先（受託者）に委任いたします。

記

1. 委任元（委託者）

委託者は、以下の表の記入に加えて、委託者の内容を確認できる書類（履歴事項全部証明書等の写し等）を添付すること。

<input type="checkbox"/> 委託者（輸出者等）の名称 ※ 個人の場合は氏名	日本語表記	
	英語表記	
<input type="checkbox"/> 委託者の所在地	日本語表記 (郵便番号から記載)	
	英語表記	
<input type="checkbox"/> 委託者の代表者名	日本語表記	
	英語表記	
<input type="checkbox"/> 法人番号（法人のみ）		
<input type="checkbox"/> 主な取扱品目 (対象品全てにチェックを入れること)	<input type="checkbox"/> 食品・飼料 <input type="checkbox"/> 食肉	<input type="checkbox"/> 水産物 <input type="checkbox"/> 酒類

2. 委任先（受託者）

<input type="checkbox"/> 受託者の名称 ※ 個人の場合は氏名	日本語表記	
---	-------	--

<input type="checkbox"/> 受託者の所在地 (郵便番号から記載)	日本語表記	
<input type="checkbox"/> 受託者の代表者名 ※ 代表者以外の者を代理人として委任する場合、 役職・氏名	日本語表記	
<input type="checkbox"/> 法人番号 (法人のみ)		

(様式3)

年 月 日

農林水産省輸出・国際局輸出支援課長 宛
(地方支分部局)

事業者名
法人番号 (法人のみ)
所在地
代表者名

システム登録事項変更届出書

様式1又は様式2(注:様式2は委任元情報に係るもの)で登録した事項のうち、次の事項について変更します。

(変更する事項の□にチェックを入れ、変更する箇所のみ記載してください。)

1 システム利用者(アカウントID発行対象)(様式1関連)

事 項		変 更 前	変 更 後
□事業者名 ※ 個人の場合 は氏名	日本語表記		
	フリガナ表記		
	英語表記		
□所 在 地	日本語表記		
	英語表記		
□代表者の名称			
□主たる 利用者名	□所属部署		
	□利用者名		
	□電話番号		
	□FAX番号(任意)		
	□E-mail		
□従たる 利用者名	□所属部署		
	□利用者名		
	□電話番号		

(行は適宜追加)	<input type="checkbox"/> FAX番号 (任意)		
	<input type="checkbox"/> E-mail		
<input type="checkbox"/> NACCS利用者コード (任意)			
<input type="checkbox"/> 主な取扱品目 (対象品全てにチェックを入れること)		<input type="checkbox"/> 食品・飼料 <input type="checkbox"/> 水産物 <input type="checkbox"/> 食肉 <input type="checkbox"/> 酒類	<input type="checkbox"/> 食品・飼料 <input type="checkbox"/> 水産物 <input type="checkbox"/> 食肉 <input type="checkbox"/> 酒類

注：「一元的な輸出証明書発給システムについて」の2の(2)の③の書類を添付すること。また、受託者にあつては、様式2の委任状を添付すること。

2 委託者（輸出者等）（様式1又は様式2関連）

事 項		変 更 前	変 更 後
<input type="checkbox"/> 事業者名 ※ 個人の場合 は氏名	日本語表記		
	英語表記		
<input type="checkbox"/> 所 在 地	日本語表記		
	英語表記		
<input type="checkbox"/> 代表者名	日本語表記		
	英語表記		
<input type="checkbox"/> 主な取扱品目 (対象品全てにチェックを入れること)		<input type="checkbox"/> 食品・飼料 <input type="checkbox"/> 水産物 <input type="checkbox"/> 食肉 <input type="checkbox"/> 酒類	<input type="checkbox"/> 食品・飼料 <input type="checkbox"/> 水産物 <input type="checkbox"/> 食肉 <input type="checkbox"/> 酒類

注：様式2の委任状の他、委託者の内容を確認できる書類（履歴事項全部証明書等の写し等）を添付すること。

3 証明書受領場所（様式1関連）（任意記載）

変 更 前	変 更 後

※NACCSとは、輸出入・港湾関連情報処理システムのことをいう。

(様式4)

年 月 日

農林水産省輸出・国際局輸出支援課長 宛
(地方支分部局)

事業者名
所在地

システム利用登録抹消届出書

システム利用登録について、(理由)
す。

のため、登録を解消しま

(様式5)

年 月 日

農林水産省輸出・国際局輸出支援課長 宛
(地方支分部局)

事業者名：
法人番号（法人のみ）
所在地：
代表者名：

自由販売証明書に係る製造所等登録依頼書

自由販売証明書の発行申請のため、下記の製造所又は加工所の登録を依頼します。

記

1. 製造所又は加工所

(1) 食品（注：必要に応じて欄を追加してください。）

名称（日英併記）	所在地（日英併記）	電話番号	輸出商品名

(注1) 自由販売証明書には、この表中の輸出食品等の製造所又は加工所の名称及び所在地の英語表記が記載されます。

(注2) 上記製造所又は加工所の名称、住所、電話番号が分かる資料を添付してください。

(注3) 輸出商品名は、例示としてご記載ください。併せて、輸出商品のパッケージ写真を添付してください。輸出時に、例示にない商品があっても、変更の届出は必要ありません。

(2) 飼料等（注：必要に応じて欄を追加してください。）

名称（日英併記）	所在地（日英併記）	電話番号	輸出商品名

(注1) 自由販売証明書には、この表中の輸出飼料等の製造所又は加工所の名称及び所在地の英語表記が記載されます。このため、製造所又は加工所の本社、輸出者、販売者等の名称及び所在地について自由販売証明書への併記を希望される場合には、製造所の名称又

は所在地の後に括弧書きで輸出者や販売者の名称又は所在地を記載してください。)
 (注2) 上記製造所又は加工所の名称、住所、電話番号が分かる資料を添付してください。
 (注3) 輸出商品名は、例示としてご記載ください。併せて、輸出商品のパッケージ写真を添付してください。輸出時に、例示にない商品があっても、変更の届出は必要ありません。

2. 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に基づく届出事業者（ペトフードを輸出する事業者であって、必要な場合のみ）（注：必要に応じて欄を追加してください。）

名称 (日英併記)	住所 (日英併記)	電話番号	届出年月日 (西暦)	製造又は加工所名 (複数に及ぶ場合は列記すること)

注：自由販売証明書と併せて、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に基づく届出事業者であることの証明書の発行を希望する事業者のみ、ご記載ください。

3. 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく届出事業者（飼料又は飼料添加物を輸出する事業者であって、必要な場合のみ）（注：必要に応じて欄を追加してください。）

名称 (日英併記)	住所 (日英併記)	電話番号	届出年月日 (西暦)	製造又は加工所名 (複数に及ぶ場合は列記すること)

注：自由販売証明書と併せて、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく届出事業者であることの証明書の発行を希望する事業者のみ、ご記載ください。

(様式6)

年 月 日

農林水産省輸出・国際局輸出支援課長 宛
(地方支分部局)

事業者名：
法人番号（法人のみ）
所在地：
代表者名：

自由販売証明書に係る製造所等登録事項の変更届出書

自由販売証明書に係る製造所等登録依頼書で登録した事項のうち、次の事項について変更します。

記

1. 製造所又は加工所

(1) 食品

	名称（日英併記）	所在地（日英併記）	電話番号	輸出商品名
変更前				
変更後				

(注1) 取り消す場合は変更前に、追加する場合は変更後に記載してください。

(注2) 自由販売証明書には、この表中の輸出食品等の製造所又は加工所の名称及び所在地の英語表記が、記載されます。

(注3) 上記製造所又は加工所の名称、住所、電話番号が分かる資料を添付してください。

(注4) 輸出商品名は、例示としてご記載ください。併せて、輸出商品のパッケージ写真を添付してください。輸出時に、例示にない商品があっても、変更の届出は必要ありません。

(2) 飼料等

	名称（日英併記）	所在地（日英併記）	電話番号	輸出商品名
変更前				
変更後				

(注1) 取り消す場合は変更前に、追加する場合は変更後に記載してください

(注2) 自由販売証明書には、この表中の輸出飼料等の製造所又は加工所の名称及び所在地の

英語表記が記載されます。このため、製造所又は加工所の本社、輸出者、販売者等の名称及び所在地について自由販売証明書への併記を希望される場合には、製造所の名称又は所在地の後に括弧書きで輸出者や販売者の名称又は所在地を記載してください。

(注3) 上記製造所又は加工所の名称、住所、電話番号が分かる資料を添付してください。

(注4) 輸出商品名は、例示としてご記載ください。併せて、輸出商品のパッケージ写真を添付してください。輸出時に、例示にない商品があっても、変更の届出は必要ありません。

2. 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に基づく届出事業者（ペットフードを輸出する事業者であって、必要な場合のみ）

	名称 (日英併記)	住所 (日英併記)	電話番号	届出年月 日(西暦)	製造又は加工 所名(複数に 及ぶ場合は列 記すること)
変更前					
変更後					

(注1)：自由販売証明書と併せて、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に基づく届出事業者であることの証明書の発行を希望する事業者のみ、ご記載ください。

(注2) 取り消す場合は変更前に、追加する場合は変更後に記載してください。

3. 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく届出事業者（飼料又は飼料添加物を輸出する事業者であって、必要な場合のみ）

	名称 (日英併記)	住所 (日英併記)	電話番号	届出年月 日(西暦)	製造又は加工 所名(複数に 及ぶ場合は列 記すること)
変更前					
変更後					

(注1)：自由販売証明書と併せて、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく届出事業者であることの証明書の発行を希望する事業者のみ、ご記載ください。

(注2) 取り消す場合は変更前に、追加する場合は変更後に記載してください。

(別記様式)

年 月 日

農林水産省輸出・国際局輸出支援課長 宛
(地方支分部局)

同意書

下記の申請者は、輸出証明書発行又は適合施設認定の申請（ただし、書面又は電子メールによるものに限る）の情報について、一元的な輸出証明書発給システム（以下「システム」という。）を利用する利用行政庁（※）が、システムを通じて事務処理を行うことに同意します。

〔※ 利用行政庁とは、システムを利用して、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に基づく事務を処理する行政庁及び当該行政庁が適切と判断した目的の範囲内で情報を提供することとした行政庁をいいます。〕

<input type="checkbox"/> 申請者（輸出者等）の名称 ※ 個人の場合は氏名	日本語表記	
	英語表記	
<input type="checkbox"/> 申請者の所在地	日本語表記 (郵便番号から記載)	
	英語表記	
<input type="checkbox"/> 申請者の代表者名	日本語表記	
	英語表記	
<input type="checkbox"/> 法人番号（法人のみ）		
<input type="checkbox"/> 主な取扱品目 (対象品全てにチェックを入れること)	<input type="checkbox"/> 食品・飼料 <input type="checkbox"/> 食肉	<input type="checkbox"/> 水産物 <input type="checkbox"/> 酒類

(注：上記内容は、利用行政庁がシステムでの事務処理に必要な登録情報です。一元的な輸出証明書発給システム利用規約の規定以外の目的には使用しません。)